

指定給水装置工事事業者のみなさまへ

ふじみ野市上下水道課より大切なお知らせ

2019年10月1日より
指定給水装置工事事業者は
5年ごとの更新が必要になりました

指定給水装置工事事業者の資質の維持・向上を目指して、
「水道法の一部を改正する法律」が、2019年10月1日に施行されました。

●指定の有効期間が従来の無期限から**5年間**となります。
※旧制度で指定を受けている工事事業者のみなさまは、指定を受けた日によって、
初回の更新までの有効期間が異なります(下表参照)

指定を受けた日	初回更新までの有効期間
H10.4.1～H11.3.31	2019年9月30日～2020年9月29日(1年)
H11.4.1～H15.3.31	2019年9月30日～2021年9月29日(2年)
H15.4.1～H19.3.31	2019年9月30日～2022年9月29日(3年)
H19.4.1～H25.3.31	2019年9月30日～2023年9月29日(4年)
H25.4.1～R1.9.30	2019年9月30日～2024年9月29日(5年)

●更新申請に必要な書類

※指定更新の要件は新規指定と同様です。

- ・**指定給水装置工事事業者指定申請書**
- ・**誓約書**
- ・**機械器具調書**
- ・**定款及び登記事項証明書**(法人)又は**住民票**(個人)
- ・選任する主任技術者の確認書類(**免状の写し**又は**技術者証**等)

●指定更新手数料

- ・1件につき10,000円(非課税)

●指定更新の要件は**水道法第25条の3(指定の基準)**を
準用し、下記の確認を行います。

- ①給水装置主任技術者の選任
- ②給水装置工事を行うための機械器具の名称、性能及び数
- ③水道法第25条の3で規定された欠格要件に該当しない者

・更新については、対象となる指定給水装置工事事業者さま宛に、ハガキまたは封書にて通知をします(5月下旬頃発送予定)。

・なお、郵便の不着や未更新の方への再通知はいたしません。届出されている名称や住所が変更されている場合は、事前に変更の手続きをお願い致します。

◇更新申請についてのお問い合わせは
ふじみ野市上下水道課 TEL:049-220-2078